

TOPICS
4

トピックス…④

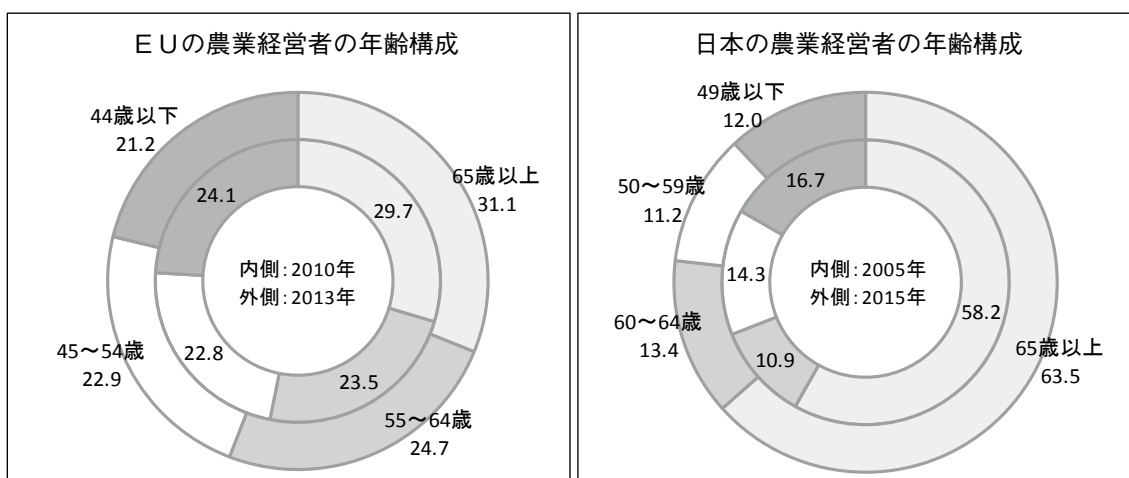
EUの新規就農支援策

農畜産業振興機構は平成27年12月11日、「EUの新規就農支援の状況～酪農の現地新規就農者を訪問して～」と題するセミナーを開催した。セミナーでは、調査情報部の中野貴史氏が、CAP（共通農業政策）による新規就農支援策やEU加盟国独自の支援策の概要を説明するとともに、酪農の新規就農者を現地調査した結果を報告した。

農業経営者の高齢化問題

EUにおいても、わが国ほどではないものの、経営者の高齢化にともない、農業の担い手不足問題が顕在化しつつある。2010年から13年の間に、65歳以上の農業経営者の占める割合は29.7%か

ら31.1%に、55歳以上64歳以下は23.5%から24.7%に増加している。ちなみに、わが国における65歳以上の農業経営者が占める割合は、2005年から15年の間に58.2%から63.5%に、60歳以上64歳以下は10.9%から13.4%に増加している（図参照）。



資料：中野貴史「EUの新規就農支援の状況」alicセミナー、平成27年12月11日より作成

わが国に比べれば、それほど深刻ではないようにみえるEUにおいて、農業経営者の高齢化問題が浮上している背景には、次のような農業に期待される多様な役割がある。

- ① EU市民への十分な食料の供給
- ② グローバルな食料安全の確保
- ③ 農業の国際競争力の維持・拡大
- ④ 環境問題（気候変動等）への対応
- ⑤ 農村地域の安定

CAPによる支援策

現在のCAPは、EUが100%経費負担する「価格・所得政策（直接支払い）」と、実施国の経費負担をともなう「農村振興政策」から構成されている。

すべてのEU加盟国が義務付けられている「直接支払い」の中の新規就農支援策は、YFS（Young Farmers Scheme：青年就農スキーム）で、就農5年以内の39歳以下の新規就農者に対し、基本支払額の25%相当を上乗せして支給（最大5年間）する。YMSの目的は、国際競争力の維持・拡大において重要な役割を果たすことが期待される青年農業者に対し、就農初期の所得を補助することである。

EU加盟国が自主的に実施する「農村振興政策」は、以下の6つの優先項目から成る農村開発プログラム（RDP）を作成し、欧州委員会の承認を受けなければならない。

- ① 知識伝承と技術革新の推進
- ② 農業の競争力と森林の持続可能性の強化
- ③ フードチェーンの組織化、マーケティング、リスク管理の推進

- ④ 自然保護地域の保全および生態系の維持
- ⑤ 資源の効率化および低炭素社会の推進
- ⑥ 農村地域の経済振興等

「農村振興政策」の実施国は、このRDPの中で新規就農者に対する幅広い支援策を講じることができ、経費の半分を負担する。このため、新規就農者の支援には、「農村振興政策」実施の有無によって、EU加盟国間に格差が生じる。

新規就農支援策がもっとも充実しているのはフランスで、YFSのほか青年就農者助成金、青年就農低利融資、研修先の斡旋、社会保障費の軽減措置等が用意されている。またドイツでは、YFSのほか世代交代を促進するための「高齢生産者退職促進制度」が実施されている。農業経営者が65歳からの退職年金を受給するためには、農場を売却あるいは閉鎖しなければならない。ドイツにおける65歳以上の経営者の占める割合は6.5%で、EU加盟国平均の31.1%を大きく下回っている。同制度の下で、農業経営者の世代交代が順調に進んでいることがうかがえる。さらに英国は、手続き中などで「直接支払い」の対象となっていない者に対し、基本支払額を支給する「国家・地方準備金による基本支払」を実施している。

これに対して、農業を輸出産業に位置付けているオランダは、国際競争力を強化するため、YFSの対象者を法人経営において決定権を有する者に限定している。またデンマークでは、国際競争力のある農業は支援の対象でないという判断から、CAPによる新規就農支援策は、EU加盟国の義務として実施するYFSのみである。